

町内を激走 ～第4回和水町分団対抗親善駅伝大会～

2月20日(日)「第4回和水町分団対抗親善駅伝大会」が開催され、町内より18チームが参加しました。今年には三加和公民館を主会場に12区間、16.8kmで競われました。

レースは、三加和3分団と三加和5分団が激しいトップ争いを繰り広げましたが、最後は三加和5分団がトップでゴールしました。

応援をしていただいたみなさん、ありがとうございました。

主な結果は以下のとおりです。



小学生男子が元気にスタート

総合		区間賞	
優勝	三加和5分団(和仁、上吉地)	1区	霧 良樹(三加和5分団)
準優勝	三加和3分団 (上十町、山十町、中十町)	2区	松田光彦(菊水10分団)
3位	菊水10分団 (内田、長小田、上・下久井原)	3区	下津晴子(菊水2分団)
		4区	丸橋茉優(三加和3分団)
		5区	相澤寛樹(菊水11分団)
		6区	高木 亨(菊水9分団)
		7区	大山佳乃(菊水11分団)
		8区	池田貴則(菊水3分団)
		9区	福原雅史(三加和5分団)
		10区	池田達哉(菊水3分団)
		11区	高島優太(三加和5分団)
		12区	霧 明春(三加和5分団)

新たな特産品 ～竹箸が全国商工会連合会会長賞を受賞～

平成22年度村おこし特産品コンテストで、和水町商工会が推薦した玉竹産業(西吉地)の「断面変形装飾付き箸」が全国商工会連合会会長賞を受賞しました。

この箸は、断面がハート型や花びら型など色々な形状になっているものです。

昭和63年度からスタートした「村おこし特産品コンテスト」は、今回で23回目を迎え、地域特産品の全国市場への登竜門として高く評価されています。

本年度は、全国から食品(61品目)、非食品(27品目)の応募があり、郷土色、市場性、将来性等ポイントに審査が行われ、見事受賞に至りました。



色々な形状をした竹箸



みつばとよつばの断面

問い合わせ先 玉竹産業 ☎0968・34・3138

ふれあいの森の新たな活用方針について(具申)

2月25日(金)役場本庁で第3回ふれあいの森検討委員会が開催されました。「今後のふれあいの森の活用の方針となる新たな基本計画」について、最終的な意見交換、提案内容の確認が行われました。

2月28日(月)町長室でふれあいの森検討委員会の福山精一会長、佐藤孝徳副会長から坂梨町長へ具申(提案)書が手渡されました。内容は、以下のとおりです。

ふれあいの森の活用方針(抜粋)

◆目的

ふれあいの森は、周辺施設との一体的な連携のもと、里山再生活動による環境保全に配慮した森づくりと民間活力の導入による施設整備を図り、地域経済の活性化を目指します。

◆テーマ

ゆとりと交流を図り癒し空間を創出するため、本町の名称ともなっている『なごみ』が適したテーマです。

◆基本施策の方針

- ①自然を活かし、環境にやさしい森づくり。
- ②里山の景観を再生し、都市との交流、地域との交流や自然学習・環境教育の場となる森づくり。
- ③町による整備は極力抑えた、民間活力の導入による地域活性化戦略。
- ④施策の展開に当たって、産・官・学・地域の連携、役割分担の明確化。

◆整備方針

ふれあいの森の活用などを、より具体化するため区域を設定します。

■里山再生エリア

現在、里山再生プロジェクトが行われているエリアの周囲を取り囲む尾根筋の内側。

- ①里山再生の共通理解の下に、里山再生活動「なごみの里プロジェクト」の今後の活動計画の策定や活動の支援・拡充。
- ②和水町と、熊本県立大学との包括協定の継続、富士電機との包括協定の締結や相互協力・連携の強化。
- ③来訪者の安全に配慮しつつ、舗装などの開発・整備は極力行わない、里山イメージの保全の推進。
- ④里山再生エリアからスカイドーム2000に通じる遊歩道についても同様な里山イメージの保全の推進。なお、温泉等地域活性化エリアの計画が具体化した場合は、必要に応じて検討を行う。

■温泉等地域活性化エリア

里山再生エリアや文化財埋蔵地とスカイドーム2000やテニスコートとの間に位置する森林地帯。

- ①民間活力の導入による宿泊・温泉施設などの企業誘致の推進。
(温泉施設や温泉観光関連施設の一体的な事業運営による三加和温泉郷の確立)
- ②民間の資本投入による開発に当たっての、公募方法、開発規制や進入道路など必要最小限の整備・協力体制の検討。
- ③地元の農林水産業(物)と連動した地域経済活性化事業の推進。
- ④周辺景観との調和を重視し、「なごみ」の統一イメージを崩さないような整備。
- ⑤除間伐などによる森の景観を維持すると共に、針葉樹だけでなく広葉樹を含めた森づくりの検討。

■共通事項

- ①快適な環境の創造を図るための和水町環境基本条例と共に、ふれあいの森や周辺との一体的な「なごみ」というイメージを保つための「(仮称)ふれあいの森里山景観保全条例」の制定。
- ②隣接するふるさと交流センターなどの施設との一体的運営を構想することにより、周辺地域の活性化における相乗効果を目指す。
(例：温泉の共通割引券、案内板の設置、サインシステムの統一など)
- ③ふれあいの森には幾つかの私有地が点在しており、将来の全体的な活用・運用などを考えた場合の取扱いの検討。

今後、町では提案いただいた内容を十分検討して、ふれあいの森の活用を図っていきます。